

東大阪市上下水道局建設工事及び建設工事に係る設計業務等委託に係る入札及び契約情報の公表に関する要綱

令和 2 年 3 月 3 0 日

東大阪市上下水道局内規第上 1 4 号

東大阪市上下水道局建設工事等の公表に関する要綱（平成 2 5 年東大阪市上下水道局内規第上 6 4 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この内規は、本市（水道事業会計に係るものに限る。）が行う建設工事及び建設工事に係る設計業務等委託（以下「建設工事等」という。）の入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性を確保するため、情報を公表することについて必要な事項を定める。

（方法）

第 2 条 第 3 条から第 6 条に規定する公表は、東大阪市上下水道局水道総務部管財課において公衆の閲覧に供する方法によるものとする。

（発注見通しに関する事項の公表）

第 3 条 発注見通しに関する事項の公表については、毎年度、4 月 1 日（当該日において当該年度の予算が成立していない場合にあつては、予算の成立の日）以後遅滞なく、当該年度に発注することが見込まれる建設工事等（発注予定金額が 1 3 0 万円（建設工事に係る設計業務委託については 5 0 万円）を超えないと見込まれるもの及び公共の安全と秩序の維持に密接に関連する建設工事等であつて本市の行為を秘密にする必要があるものは除く。）について、次の各号に掲げるものの見通しに関する事項を公表する。

- (1) 建設工事等の名称、場所、期間、種別及び概要
- (2) 入札及び契約の方法
- (3) 入札を行う時期

2 閲覧に供する期間は、当該年度の 3 月 3 1 日までとする。

3 第 1 項の規定により公表した発注見通しに関する事項は、毎年度四半期ごとに見直しを行い、当該事項に変更がある場合には、変更後の当該事項を公表する。

4 第2項及び第3項の規定は、変更後の発注見通しに関する事項の公表の方法について準用する。

(入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の公表)

第4条 本市が行う建設工事等の入札及び契約について必要である次の各号に掲げる事項を公表する。

(1) 本市入札参加有資格者名簿

(2) 建設工事においては、発注者別評価点一覧表（当該申請をおこなった本市に登録する市内業者（第一希望業種に限る。））

(3) 指名競争入札に参加する者を指名する場合の基準

2 本市が建設工事等一般競争入札を行ったときは、当該建設工事等ごとに、遅滞なく、次の各号に掲げる事項を公表する。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。）第167条の5の2の規定により一般競争入札に参加する者に必要な資格を更に定め、その資格を有する者に当該入札を行わせた場合における当該資格

(2) 一般競争入札を行った場合における当該入札に参加しようとした者の商号又は名称並びにこれらの者のうち当該入札に参加させなかった者の商号又は名称及びその者を参加させなかった理由

(3) 入札者の商号又は名称及び入札金額

(4) 予定価格（予定価格を事後公表と定める場合を除く。）

3 本市が建設工事等（発注予定金額が130万円（建設工事に係る設計業務委託については50万円）を超えないと見込まれるもの及び公共の安全と秩序の維持に密接に関連する建設工事等であって本市の行為を秘密にする必要があるものは除く。）の契約を締結したときは、当該建設工事等ごとに、遅滞なく、次の各号に掲げる事項を公表する。（第2号から第5号については随意契約を行った場合を除く。）

(1) 指名競争入札を行った場合における指名した者の商号又は名称及びその者を指名した理由

(2) 予定価格

(3) 最低制限価格又は調査基準価格

(4) 失格基準価格

- (5) 落札者の商号又は名称及び落札金額
- (6) 自治令第167条の10第1項(自治令第167条の13において準用する場合を含む。)の規定により最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とした場合におけるその者を落札者とした理由
- (7) 次に掲げる契約の内容
 - ア 契約の相手方の商号又は名称及び住所
 - イ 建設工事等の名称、場所、種別及び概要
 - ウ 建設工事等の着手時期及び完成時期
 - エ 契約金額
- (8) 随意契約を行った場合における契約の相手方を選定した理由

3 前項の建設工事等について契約金額の変更を伴う契約の変更をしたときは、遅滞なく、変更後の契約に係る同項10号イからエまでに掲げる事項及び変更の理由を公表する。

4 前項の建設工事等について契約金額の変更を伴う契約の変更をしたときは、遅滞なく、変更後の契約に係る同項7号イからエまでに掲げる事項及び変更の理由を公表する。

5 前3項の規定により公表した事項については、少なくとも、契約を締結した日の翌日から起算して1年間が経過する日まで閲覧に供する。

(入札及び契約関係要綱等の公表)

第5条 本市が行う建設工事等のうち水道事業に係るものの入札及び契約について定めた次の各号に掲げる要綱等を公表する。

- (1) 東大阪市上下水道局制限付き一般競争入札実施要綱
- (2) 東大阪市上下水道局特定建設工事共同企業体取扱要領
- (3) 東大阪市上下水道局建設工事業者指名選定要綱
- (4) 東大阪市上下水道局建設工事に係る設計業務等委託指名選定要綱
- (5) 東大阪市上下水道局入札参加停止要綱及び同要綱取扱要領
- (6) 東大阪市上下水道局公共工事等暴力団対策措置要綱
- (7) 東大阪市上下水道局総合評価一般競争入札実施要綱
- (8) 東大阪市上下水道局建設工事に係る下請要件を付する制限付き一般競争入札実施要領
- (9) 東大阪市上下水道局建設工事及び建設工事に係る設計業務等委託に係る入札及び

契約情報の公表に関する要綱

(10) 東大阪市上下水道局工事請負契約等に係る最低制限価格設定基準

(11) 東大阪市上下水道局建設工事及び建設工事に係る設計業務等委託に係るランダム
係数運用基準

(12) 東大阪市上下水道局低入札価格調査制度実施要綱

(入札参加停止の公表)

第6条 東大阪市上下水道局入札参加停止要綱（令和元年東大阪市上下水道局内規第共1
5号）により入札参加停止を行ったときは、次の各号に掲げる事項を公表する。

(1) 入札参加停止を受けた者の商号又は名称

(2) 入札参加停止の期間

(3) 入札参加停止の理由

(4) 適用条項

2 閲覧に供する期間は、入札参加停止期間満了日の当該年度の3月31日までとする。

附 則

この内規は、令和2年4月1日より施行する。

附 則（令和6年4月1日東大阪市上下水道局内規第上9号）

この内規は、令和6年4月1日から施行する。